

個人所得に係る主な税制改正の概要

平成29年度（28年分）以降の適用分

1 給与所得控除の見直し（上限の引き下げ）

給与所得控除の上限額が、下記のとおり引き下げられます。

適用時期	現行 平成26～28年度 (平成25～27年分)	平成29年度 (平成28年分)	平成30年度 (平成29年分)
上限額が適用される給与 収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

2 日本国外に居住する親族に係る扶養親族等の書類の添付義務化

日本国外に居住する親族（国外居住親族）に係る扶養控除等の適正化の観点から、所得税の確定申告や個人住民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族含む）の適用を受ける者は、「親族関係書類及び送金関係書類を添付又は、提示をしなければならない」こととされました。

※給与等の年末調整や公的年金受給者が、国外居住親族（16歳未満の扶養親族含む）に係る「親族関係書類及び送金関係書類」を扶養控除等申告書に添付又は提示している場合は除く。

「親族関係書類」とは

次の（1）又は（2）のいずれかの書類（当該書類が外国語で作成されている場合には翻訳文を添付しなければならない）で、国外居住親族が納税者の親族であることを証するものをいいます。

（1）納税者の国外居住親族が日本人である場合

- ・戸籍の附票の写し その他、国又は地方公共団体が発行した書類及び当該国外居住親族の旅券の写し

（2）納税者の国外居住親族が外国人である場合

- ・外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

※その国外居住親族の氏名、生年月日及び住所（居所）の記載があるものに限る。

「送金関係書類」とは

その年における次の（1）又は（2）の書類（当該書類が外国語で作成されている場合には翻訳文を添付しなければならない）で、その国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度行ったことを明らかにするものをいいます。

（1）金融機関の書類又はその写しで、金融機関が行う為替取引により、納税者から、その国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類（送金依頼書など）

（2）いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、クレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと、及びその商品購入代金に相当する額を納税者から受領したことを明らかにする書類（クレジットカード利用明細書など）

3 金融所得課税の一体化による改正

特定公社債等の利子所得及び譲渡所得を申告分離課税とし、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算と繰越控除が可能になります。